

■ 当社役員及び従業員ならびに協力業者作業員に【感染者】が発生した場合

- ①. 発覚：当該事業所長（工事現場の場合は現場所長）は、発生事業所の作業を即時停止させる
※感染拡大防止のため外部からの出入りを制限する。

- ②. 聴取：感染者、事業所員から行動経路を直接面談以外の方法による聞き取りを実施
⇒濃厚接触者有無の確認

- ③. 連絡：電話、メール等により速やかに社内、社外（発注者様、協力業者様）へ報告

- ④. 消毒：保健所指導のもと、消毒作業を行う
※本社ならびに各拠点には消毒液、噴霧器を常備済み

- ⑤. 指示：事業所長が在宅ワークの指示を発信
※持ち出しする物品の消毒実施

- ⑥. 閉所：閉所期間は行政および保健所指導に従う
※濃厚接触者の所在が認められた事業所も一旦業務を停止し消毒作業を行う

- ⑦. 掲示：事業所長は玄関前に感染者発生報告の貼紙を掲示し、周知する

■ 当社役員及び従業員ならびに協力業者作業員に【濃厚接触者】が発生した場合

上記①～②を同様に実施

- 
- ③. 判断：他にも濃厚接触者が居ると判断された場合、事業所長は上記「②.聴取」以降を同様に実施
※当該地に濃厚接触者が存在しなかった場合、事業所閉所の強制は行わず、消毒ならびに閉所（閉所期間の設定を含む）などの判断は、協議・確認のうえ決定し対処する

※いずれの場合も当該者が発生した場合、当社ホームページにて情報を開示し、進捗状況等も更新して参ります。

以上